

印西市市民活動推進条例及び施行規則

○印西市市民活動推進条例

平成16年6月18日 条例第14号

印西市市民活動推進条例

私たちが暮らす印西市は、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に培われたまちです。また、新しい都市開発により、大きな発展性を秘めたまちでもあります。このような市の特性を活かし、子どもからお年寄りまでが、心豊かに安心して生活できる、人と自然にやさしく暮らしやすいまちをつくることは、私たち市民一人ひとりの願いです。

また、社会が大きく変化する中で、さまざまな課題に対応していくためには、市民自らがまちづくりに関心を持ち、参画していくことが大切です。そのためには、創造性、専門性、柔軟性、多様性等、多くの特性を持つ市民活動が、今後のまちづくりに大きな役割を担っていくことが期待されています。

現在、印西市ではさまざまな市民活動が展開されていますが、今後はさらに市民、市民活動団体、事業者そして市が、それぞれの役割を認識し、対等の立場で、積極的にアイデアを出し合い、協力及び連携すること、すなわち「協働」が重要となります。

私たちは、この「協働」の意義を認識し、市民活動の活性化と推進を図ることにより、誰もが誇りの持てる魅力あるまちの実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び基本事項を定め、市民活動の活性化を図り、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働し、魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が互いに協力し、地域社会のさまざまな課題に向かって主体的、自主的に取り組む営利を目的としない開かれた活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を主たる目的とするもの及び選挙に関する活動を目的とするものを除く。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、市民活動を行うおうとするものをいう。
- (4) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづ

くりを進めることをいう。

- (5) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、創造性、専門性、柔軟性、多様性等市民活動の持つ特性を活かし、協働のもと、地域社会の発展に努めなければならない。

- 2 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民活動が魅力と活力ある地域社会の形成に向けて重要な役割を果たすことを深く認識するとともに、市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、第3条の基本理念に基づき、その活動に伴う社会的責任を自覚し、活動内容が広く市民に開かれ、理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、市民活動の意義を理解するとともに、市民活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、市民活動を推進するための総合的な施策の実施に努めるものとする。

- 2 前項の規定で定める施策の実施は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する助成に関すること。
- (4) 協働の取り組み及び相互の交流に関すること。
- (5) 市民、市民活動団体、事業者及び市職員に対する市民活動の啓発及び研修に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を推進するために必要な事項

(社会資源の活用等)

第8条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、それぞれが社会資源を創出し、提供し、活用する。

(協働の機会)

第9条 市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、市民活動の持つ特性を活かせる分野において、協働の機会が開かれるよう努めるものとする。

- 2 市民、市民活動団体及び事業者は、協働の機会について市長に提案するこ

とができる。

（登録等）

第10条 前条に規定する協働の機会に参加又は提案しようとする市民、市民活動団体及び事業者は、規則で定める申請書を市長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を提出する者が、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるときは、登録をしないものとする。

3 市長は、登録を決定したときは、その申請の内容について公開するものとする。

4 市長は、第1項の規定により登録された市民、市民活動団体及び事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

（1）第2条第1号に規定する市民活動の意義に反する活動を行ったとき。

（2）偽りその他不正の手段により登録をしたとき。

（委員会の設置）

第11条 市民活動の推進に関して、必要な事項を調査審議するため、印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1）第9条に規定する協働の機会に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

3 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見又は提案することができる。

（委員会の組織）

第12条 委員会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（1）公募により選出された市民

（2）市民活動団体関係者

（3）事業者

（4）学識経験者

（5）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条及び前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

（意見等の提出）

第13条 市長は、市民活動の推進に関する施策について、市民、市民活動団体及び事業者から意見等の提出があった場合は、必要に応じ委員会に報告するとともに、調査及び検討し、適切な対応を行うものとする。

（進捗状況等の公表）

第14条 市長は、この条例に基づく施策及び市民活動の進捗状況等について、適切な方法により公表する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

○印西市市民活動推進条例施行規則

平成16年6月18日規則第28号

改正

平成17年3月31日規則第14号

平成19年2月16日規則第4号

平成24年6月29日規則第34号

印西市市民活動推進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、印西市市民活動推進条例（平成16年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 条例第10条の規定により登録を受けようとするものは、市民活動団体等（個人・団体・事業者）登録申請書（別記第1号様式）により申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により個人から申請があった場合、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請者を登録するものとする。

（1） 条例第2条第1項に規定する市民活動を行う個人であること。

（2） 市内で活動しているもの又は活動する予定のものであること。ただし、活動する予定のものは、6カ月以内に活動を開始する予定であること。

3 市長は、第1項の規定により市民活動団体から申請があった場合、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請団体を登録するものとする。

（1） 条例第2条第1項に規定する市民活動を行う団体であること。

（2） 代表者を含め、3名以上の役員を有すること。

（3） 市内で活動している団体又は活動する予定の団体であること。ただし、活動する予定の団体は、6カ月以内に活動を開始する予定であること。

（4） 規約、会則等を有すること。

（5） 予算及び決算を示すことができること。ただし、活動する予定の団体にあつては、予算を示すことができること。

4 市長は、第1項の規定により事業者から申請があった場合、次の各号のい

ずれにも該当するときは、当該事業者を登録するものとする。

(1) 条例第2条第1項に規定する市民活動を行う事業者であること。

(2) 市内で活動している事業者又は活動する予定の事業者であること。ただし、活動する予定の事業者は、6カ月以内に活動を開始する予定であること。

(3) 予算及び決算を示すことができること。ただし、活動する予定の事業者にあつては、予算を示すことができること。

5 市長は、第2項、第3項又は前項の規定により登録の適否を決定したときは、市民活動団体等（個人・団体・事業者）登録決定通知書（別記第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第3条 前条の規定により登録されたもの（以下「登録者」という。）は、申請の内容に変更が生じたときは、申請事項変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第4条 市長は、条例第10条第4項の規定により登録を取り消したときは、市民活動団体等登録取消通知書（別記第4号様式）により、当該登録者に通知するとともに、取り消した事実を公表するものとする。

（提案）

第5条 条例第9条第2項の規定により協働の機会について市長に提案を行おうとするものは、協働の機会提案書（別記第5号様式）により提案を行うものとする。ただし、市長が必要であると認められるときは、協働事業計画書（別記第6号様式）を添付しなければならない。

（委員会）

第6条 条例第11条に規定する印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 31日規則第14号）
この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月 16日規則第 4 号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月 29日規則第34号）
この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条）

第 2 号様式（第 2 条）

第 3 号様式（第 3 条）

第 4 号様式（第 4 条）

第 5 号様式（第 5 条）

第 6 号様式（第 5 条）

○印西市市民活動推進委員会運営内規

（趣旨）

第 1 条 この内規は、印西市市民活動推進条例（平成16年 6 月 18日 条例第14号）第12条第 3 項の規定に基づき、印西市市民活動推進委員会（以下「委員会」）の運営に関し、必要事項を規定する。

（委員会の会議）

第 2 条 印西市市民活動推進条例施行規則（平成16年 6 月 18日規則第28号）第 7 条の補足事項として、議事に際し委員長は委員として最初の議決に加わるものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または必要な資料を求めることができる。

3 会議の議事に直接利害関係を有する委員は、その議事に出席できない。

（審査会）

第 3 条 委員長は、企画提案型協働事業として提案された事業を審査するため、審査会を開催する。

2 審査会の議事においては、前条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項を準用する。

（会議録の作成）

第 4 条 会議録は、会議要旨を委員会の庶務を行う部署にて作成する。作成した会議録は、全出席委員が原則としてメールにて内容を確認し、修正後に委員長が承認してから公表する。なお、個別意見について発言した委員名は記載しない。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年5月9日から施行する。

この内規は、平成25年5月17日から施行する。